

# 仙台市歩道橋ネーミングライツ パートナー募集要項

(令和元年度)

## 目次

1	募集する歩道橋名等	P1
2	募集期間	P1
3	応募資格	P1
4	施設愛称名標示等にかかる諸経費の負担	P2
5	施設愛称名に関する制約	P2
6	選定方法・選定基準等	P2
7	優先交渉者決定後の手続き等について	P3
8	応募方法	P3
9	申込み・問合せ先	P3
10	対象歩道橋付近の交通量(参考)	P4
様式1	仙台市歩道橋ネーミングライツ申込書	P5
様式2	同意書	P7

仙台市建設局道路部道路管理課

# 仙台市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

仙台市の所管する道路施設を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を道路の維持管理費に充当して、市民の安全安心と市民サービスの向上を図ることを目的に、歩道橋ネーミングライツを導入しています。

令和元年度においても、対象となる歩道橋を拡大して応募者を広く募集するため、この要項において、募集条件や提出書類等について必要な事項を定めます。

## 1 募集する歩道橋名等

(1) 対象歩道橋名及び募集内容は、次のとおりです。

歩道橋番号	歩道橋名	設置場所 (路線名)	標示 面数	協定金額 (年額, 税抜)	協定年数
①	通町歩道橋	青葉区通町一丁目 (県道仙台泉線)	2	30万円以上	3年以上
②	長町堤町線歩道橋	青葉区本町二丁目 (愛宕上杉通1号線)	2	30万円以上	3年以上

- ・協定金額は、年額30万円以上でかつ、千円単位とします(別途消費税)。
- ・協定期間は、3年以上10年以内とします(年単位となります)。

<位置図>

①



②



(2) 施設命名権者となられる法人(以下「パートナー」といいます。)に対し、次の権利が与与されます。

- ① 施設愛称命名権 ② 施設愛称標示請求権 ③ 施設愛称使用权

## 2 募集期間

- ・令和元年12月13日(金)から令和2年1月17日(金)  
(土日、年末年始、祝日を除きます)
- ・受付は、午前9時から午後5時までです。

## 3 応募資格

下記の条件をすべて満たす法人を対象とします。

- ・公共施設のパートナーに相応しい法人、及び当該法人と仙台市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、パートナーになる法人の提示が必要となります。
- ・仙台市広告掲載要綱第3条及び仙台市広告掲載基準を準用し、これらに反する法人は除きます。
- ・仙台市の市税の滞納がないこと。
- ・法人税及び消費税(地方消費税含む)の滞納がないこと。

#### 4 施設愛称名標示等にかかる諸経費の負担

パートナーには、協定金額とは別に、歩道橋への施設愛称名標示並びに、協定期間満了後の当該標示消去に要する経費を全額負担していただきます。

目安として、通常のI字型歩道橋（2車線道路）に2面標示する場合で、概ね30万円程度と想定しています（協定期間満了後の標示消去に要する経費が別途発生します）。ただし、横断する道路に依りて、これより高額になる可能性があります。

#### 5 施設愛称名に関する制約

- ・提案いただく施設愛称名は企業名、商品名（企業ロゴ、マーク、フォント、色、大きさ等の指定など）を含む日本語及びアルファベットに限ります。なお、企業ロゴやマークについては、パートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・協定期間中の施設愛称名の変更は原則として出来ません。
- ・施設愛称名は、歩道橋名称及び施設種別の「歩道橋」を含むものとします。

ア：歩道橋番号①の場合、「〇〇〇通町歩道橋」、「通町□□□歩道橋」

イ：歩道橋番号②の場合、「〇〇〇長町堤町線歩道橋」、「長町堤町線□□□歩道橋」

- ・仙台市広告掲載基準の5条に定める掲載基準の趣旨を踏まえ、当該歩道橋等の管理に支障をきたさない施設愛称名とします。
- ・歩道橋桁面の両面への標示とし、標示面積はあわせて7平方メートルまでとなります。
- ・標示する場所は道路の中央より左側とし、既設標示が支障になる場合は、既設標示を消去のうえ施設愛称名を標示するものとします。

#### 不適切なロゴ等デザイン提案の例：

- ・交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵、矢印など）
- ・ドライバーの視線を不適切に誘導するもの（既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎる、あるいは小さすぎるなど視認性に欠けるものなど）
- ・蛍光、反射性の塗料を用いたもの
- ・一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、歩道橋の名称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列など）
- ・飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの（酒を連想させる図案、ドクロマーク等）

#### 6 選定方法・選定基準等

仙台市歩道橋命名権者選定委員会において、各応募者の施設命名権者としての適格性等を審査し、その応募者の中から優先交渉者を決定します。

また、同一歩道橋に応募が重複した場合は、次の優先順位1から優先順位6の順に選定して優先交渉者を決定します。

優先順位1：協定金額（年額）が、最高額の法人

優先順位2：協定年数の長い法人

優先順位3：地域貢献の有無、内容を勘案

優先順位4：地域貢献の提案の有無、内容を勘案（地域貢献活動を行っていない場合）

優先順位5：対象歩道橋の近隣に店舗若しくは事務所が所在する法人

優先順位6：仙台市歩道橋命名権者選定委員会の抽選

## 7 優先交渉者決定後の手続き等について

優先交渉者となられた法人と協定内容等について協議が整い次第、協定を締結します。

## 8 応募方法

下記の書類を、次項の申込み先まで持参してください（郵送可）。なお、申込者とパートナーが異なる場合は、パートナーについて②～⑥を提出ください。

① 歩道橋ネーミングライツ申込書（様式1）

② 法人登記の現在事項全部証明書

③ 企業概要の資料（様式は自由です。）

④ 納税に関する証明書

ア 仙台市の市税の滞納がないことの証明書

イ 税務署の発行する納税証明書

【様式は、（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）によります。】

⑤ 役員名簿（役員全員の氏名、読み仮名、生年月日が記載されたもの。様式は自由です。）

⑥ 同意書（様式2）

※ 上記の各証明書は、発行日が令和元年12月13日以降のものに限ります。なお、提出いただいた応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

## 9 申込み・問合せ先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市建設局道路部道路管理課管理係

電 話 022-214-8369（直通）

メールアドレス：ken010160@city.sendai.jp

## 10 対象歩道橋付近の交通量（参考）

歩道橋番号	歩道橋名	調査した交差点名称	交差点番号	交通量 (台)
①	通町歩道橋	通町二丁目交差点	青-17	20,825
②	長町堤町線歩道橋	中央二丁目交差点	青-47	21,710

- 交差点の交通量（7：00～19：00 の 12 時間）は、「仙台市道路交通等現況調査報告書（平成 30 年 2 月）」によるものです。

※ 詳しくは、仙台市のホームページをご覧ください。

以上

# 仙台市歩道橋ネーミングライツ申込書

令和 年 月 日

仙 台 市 長 様

【申込者】 (〒      ー      )

所在地：

法人名：

代表者名：



(事務担当者)

所属部署名：

担当者氏名：

連絡先：

下記のとおり申し込みます。

## 記

パートナーとなる 法人の名称 及び所在地	法人名： 所在地： <small>(申込者とパートナーが同一の場合は記入不要です)</small>																														
提案する施設愛称名	[歩道橋番号：      ]																														
協定金額 (年額・消費税抜)	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> <td style="border: none; width: 10px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">百万</td> <td style="border: none; text-align: center;">拾万</td> <td style="border: none; text-align: center;">万</td> <td style="border: none; text-align: center;">千</td> <td style="border: none; text-align: center;">百</td> <td style="border: none; text-align: center;">+</td> <td style="border: none; text-align: center;">-</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">0</td> <td style="border: none; text-align: center;">0</td> <td style="border: none; text-align: center;">0</td> <td style="border: none; text-align: right;">円</td> </tr> </table>													百万	拾万	万	千	百	+	-								0	0	0	円
		百万	拾万	万	千	百	+	-																							
						0	0	0	円																						
協定年数	年																														
地域貢献の実績																															
地域貢献の提案																															

## 仙台市歩道橋ネーミングライツ申込書の記載方法等

- (1) 提案する施設愛称名は、旧名称及び「歩道橋」を含むものとし、ロゴ・マーク等のデザインに色指定等が含まれる場合は、必要に応じて別紙（様式自由）にて提案してください。その際は、本申込書の「提案する名称」欄には「別紙に記載」と記入してください。
- (2) 応募する歩道橋ごとに本申込書を作成してください。
- (3) 申込者とパートナーが異なる場合は、申込者が本申込書を作成し、パートナー欄にパートナー名を記入してください。
- (4) 協定金額は、仙台市が設定する最低価格以上で記入してください。
- (5) 記入する協定金額は、年額（消費税抜）で、千円単位となります。
- (6) 記入する協定金額は、アラビア数字で記入してください。
- (7) 初めの数字の頭に¥を記入してください。
- (8) 地域貢献の実績及び地域貢献の提案の記載は、必要に応じて別紙（様式自由）にて記載してください。その際は、本申込書の記入欄には「別紙に記載」と記入してください。

### 提出書類

パートナーとなる法人について、下記の証明書及び書類を提出してください。

- 法人登記の現在事項全部証明書
- 企業概要(様式自由)
- 納税に関する証明書
  - ア 市税の滞納がないことの証明書
  - イ 税務署の発行する証明書（様式：その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）
- 役員名簿（様式は自由です。）
- 同意書（様式2）

## 同意書

仙台市歩道橋ネーミングライツに申し込むにあたり、下記の事項に同意します。

- 1 仙台市広告掲載基準第4条に定める業種又は業者ではないこと
- 2 歩道橋ネーミングライツに関する協定の締結後に、1の当該業種又は業者に該当することとなった場合は、仙台市に書面にてその旨を通知すること、及びその内容をもって、仙台市の判断により、一方的に協定を解除する可能性があること

令和 年 月 日

法人名

代表者

印

<参考>仙台市広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 本市の市税を滞納している事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの